郡山市簡易水道事業給水条例抜粋

(給水の原則)

- 第13条 給水は、災害、簡易水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情 又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止する ことはない。
- 2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、そのつど予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 給水を制限し、又は停止したことにより、損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第14条 簡易水道を使用しようとする者は、あらかじめ事業管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(メーターの設置)

- 第15条 メーターは、給水装置に設置する。ただし、事業管理者が貯水槽水道 (法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)から給水を受ける簡易水道の使用者ごとに給水量を計量する必要があると認めたときは、給水装置に設置したメーターのほか、受水槽以下の設備に簡易水道の使用者ごとのメーター(以下「子メーター」という。)を設置することができる。
- 2 メーターを設置する位置は、事業管理者が定める。

(給水量の計量)

- 第15条の2 給水量はメーターにより計量する。ただし、事業管理者が貯水槽 水道から給水を受ける簡易水道の使用者ごとに給水量を計量する必要がある と認めたときは、給水装置の所有者又は簡易水道の使用者若しくは管理人 (以下「簡易水道使用者等」という。)が設置した計量器(別に定める基準に 適合しているものに限る。以下「私メーター」という。)により計量すること ができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業管理者がメーター又は私メーターにより計量する必要がないと認めたときは、同項の規定は適用しない。 (メーターの貸与)
- 第16条 メーターは、簡易水道使用者等に保管させる。
- 2 簡易水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 簡易水道使用者等は、前項の注意義務を怠ったために、メーターを亡失し、 又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。 (使用中止、変更等の届出)
- 第17条 簡易水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらか じめ事業管理者に届け出なければならない。
 - (1)簡易水道の使用をやめるとき。
 - (2)メーターの口径又は用途を変更するとき。
 - (3)消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- 2 簡易水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに事業管理者に届け出なければならない。
 - (1)簡易水道の使用者の住所又は氏名の変更があったとき。
 - (2)給水装置の所有者に変更があったとき。
 - (3)消防用として簡易水道を使用したとき。
 - (4)管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。 (私設消火栓の使用)
- 第18条 私設消火栓は、消防用又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。
- 2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、事業管理者の指定する職員を立ち会わせなければならない。

(簡易水道使用者等の管理上の責任)

- 第19条 簡易水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないように給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに事業管理者に届け出なければならない。
- 2 前項の場合において修繕を必要とするときは、当該修繕に要する費用は、簡 易水道使用者等の負担とする。ただし、事業管理者が当該費用を簡易水道使 用者等に負担させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。
- 3 第1項に規定する管理義務を怠ったために生じた損害は、簡易水道使用者等 の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

- 第 20 条 事業管理者は、給水装置又は供給する水の水質について簡易水道使用 者等から検査請求があったときは、その検査を行い、その結果を請求者に通 知しなければならない。
- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。 (料金の支払義務)
- 第 21 条 簡易水道の料金(以下「料金」という。)は、簡易水道の使用者から徴収する。
- 2 共用給水装置によって簡易水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。
- 第22条 料金は、メーターの口径の大きさに応じ、次の表の準備料金と水量料金との合計額に消費税等相当額を加えて得た額とする。ただし、その額に1 円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

□径	準備料金(1月につき)	水量料金(1月につき)
13mm	970 円	3 - 1 - 1 - 1
20mm	2,680円	1 ㎡から 20 ㎡まで
25mm	4,400円	1 ㎡につき 80円
40mm	13,500円	20 ㎡を超えるもの
50mm	19,960円	1 ㎡につき 180円
75mm	49,870円	

- 2 前項の規定にかかわらず、第15条第1項ただし書の規定により子メーター を設置した場合において、事業管理者が定める基準に適合するときは、当該 子メーターの口径を13mm とみなして前項の規定を適用する。
- 3 第15条の2第1項ただし書の規定により私メーターにより計量したときの料金は、簡易水道の使用者ごとに13mmのメーターが設置されているものとみなして、第1項の規定を適用する。

(料金の算定)

- 第23条 事業管理者は、毎月定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ事業管理者が定めた日をいう。)に計量した使用水量に基づき定例日の属する月分の料金を算定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業管理者は、必要があると認めたときは、隔月の定例日に計量した使用水量に基づき計量した日の属する月分及び前月分の料金を算定することができる。この場合の使用水量は、各月均等とみなす。
- 3 事業管理者は、やむを得ない理由があると認めたときは、定例日以外の日に計量することができる。

(料金の特例)

- 第23条の2 事業管理者は、別に定める基準に適合していると認めた集合住宅の料金については、各世帯それぞれのメーターの口径を13mmとみなし、かつ、使用水量を各世帯それぞれ均等とみなし算定することができる。 (使用水量の認定)
- 第24条 事業管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。
- (1)メーターに異状があったとき。
- (2)共用給水装置により簡易水道を使用するとき。
- (3)使用水量が不明のとき。

(推定料金の徴収)

- 第26条 事業管理者は、冬期において、使用水量を計量することができないときは、推定料金を徴収することができる。
- 2 前項の規定により推定料金を徴収した場合においては、計量ができない事情がやんだ日以後最初に到来する定例日に、計量ができなかった期間における使用水量を計量し、その各月分の料金を算定するものとする。この場合における各月分の使用水量は、それぞれ均等とみなす。
- 3 前項の規定により算定した料金と第1項の規定により徴収した推定料金との間に差額があるときは、前項の定例日の属する月分の料金徴収の際に精算する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、納入通知書又は集金の方法により隔月徴収する。ただし、事業管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

- 第30条 事業管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、料金、加入金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。
 - 附 則(令和3年郡山市条例第50号)抄

(令和4年6月から令和13年5月までとして徴収する簡易水道料金の特例)

- 12 新郡山市簡易水道事業給水条例第22条第1項に規定する料金のうち、令和4年6月から令和13年5月までとして徴収する料金は、同号の規定にかかわらず、令和4年6月から令和8年5月までとして徴収する料金については第1号の定めるところにより、令和8年6月から令和13年5月までとして徴収する料金については第2号の表に定めるところにより算定した準備料金と水量料金との合計額に消費税等相当額を加えて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。
 - (1)令和4年6月から令和8年5月までとして徴収する料金

口径	準備料金(1月につき)	水量料金(1月につき)
13mm	630 円	
20mm	1,720円	1 ㎡から 20 ㎡まで
25mm	2,820円	1 ㎡につき 60円
40mm	8,640円	20 ㎡を超えるもの
50mm	12,780円	1 ㎡につき 120円
75mm	31,920円	

(2)令和8年6月から令和13年5月までとして徴収する料金

口径	準備料金(1月につき)	水量料金(1月につき)
13mm	780 円	
20mm	2,150円	1 ㎡から 20 ㎡まで
25mm	3,520円	1 ㎡につき 70円
40mm	10,800円	20 ㎡を超えるもの
50mm	15,970 円	1 ㎡につき 150円
75mm	39,900円	